

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設  
基幹的設備改良工事

落札者決定基準

平成25年11月

幸 手 市

● ● ● 目 次 ● ● ●

1. 総合評価入札方式による請負者の決定 .....	1
2. 審査の流れ .....	2
(1) 参加資格審査 .....	2
(2) 書類確認及び基礎審査 .....	2
(3) 定量化審査 .....	3
(4) 落札者の決定 .....	3
(5) 審査フロー .....	4
3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	5
4. 書類の確認方法及び基礎審査の基準 .....	6
(1) 書類の確認方法 .....	6
(2) 基礎審査の基準 .....	6
5. 定量化審査の基準 .....	8
(1) 定量化審査の基本方針 .....	8
(2) 定量化審査の方法 .....	8
(3) 定量化審査の項目及び配点 .....	8
(4) 技術提案内容の得点化 .....	9
(5) 工事価格の得点化 .....	12
(6) 総合評価点数の算出 .....	12
(7) 優秀提案者の特定 .....	12

## 1. 総合評価入札方式による請負者の決定

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）の請負者には、改良工事の設計・施工に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、請負者決定に係る契約締結方式は、技術提案及び工事価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価入札方式（制限付一般競争入札）を採用する。

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、改良工事の入札説明書類等に基づき応募者から提出された書類（参加資格申請書類、技術提案書及び入札価格書）を、可能な限り客観的に審査して落札者を決定するための基準を示すものである。

## 2. 審査の流れ

総合評価入札方式における審査の流れは、次のとおりである。

### (1) 参加資格審査

#### ア 参加資格申請書類の確認

幸手市（以下「市」という。）は、提出された改良工事の入札に関する参加資格申請書類が全て揃っており、参加資格審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備・不足がある場合は、その提出者を失格とする。

#### イ 参加資格審査

市は、参加資格申請書類等により、応募者が、落札者決定基準「3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしている場合は、その参加資格申請書類の提出者に幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事技術提案仕様書（以下「技術提案仕様書」という。）を配付し、幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を要請し、満たしていない場合は、その参加資格申請書類の提出者を失格とする。

### (2) 書類確認及び基礎審査

#### ア 技術提案書の確認

市は、提出された技術提案書の構成、項目等が全て整っており、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備・不足がある場合は、その提出者を失格とする。

#### イ 技術提案書の基礎審査

技術提案書の基礎審査は、市が設置する幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札審査会（以下「審査会」という。）において行う。審査会は、提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の齟齬などを確認する。

市は、審査会が技術提案仕様書を全て満たし、齟齬も認められないと判断した場合、その技術提案書の提出者に工事費見積書の提出を要請する。審査会が、技術提案仕様書との軽微な不整合、または提出図書間の軽微な不整合が部分的に認められると判断した場合には、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を指示するとともに、工事費見積書の提出を要請する。審査会が、性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、または提出図書間の重大な不整合があると判断した場合には、その技術提案書の提出者を失格とする。

#### ウ 工事価格の入札

市は、技術提案書の基礎審査を通過した者（工事費見積書の提出を要請した者）に対し、幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事要求水準書（技術提案仕様書及び技術提案書の基礎審査結果を基に市が作成する工事契約図書、以下「要求水準書」という。）を配付し、改良工事の予定価格を公表した上で、工事価格の入札を実施する。

#### エ 入札価格書の確認

市は、入札価格書に記載された工事価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、工事価格が予定価格を超える場合は、その入札価格書の提出者を失格とする。

### (3) 定量化審査

審査会は、次の方法により技術提案書の提案内容と入札価格の定量化を行い、優秀提案を特定する。

#### ア 一般要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項に関する提案内容について、落札者決定基準「5. 定量化審査の基準」で示す一般要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとに技術提案仕様書との整合性、または提出図書間の整合性を評価し、得点化を行う。

#### イ 特定要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項以外で市が特定する事項に関する提案内容について、落札者決定基準「5. 定量化審査の基準」で示す特定要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

#### ウ 工事価格の定量化

入札価格書に記載された工事価格について、落札者決定基準「5. 定量化審査の基準」で示す工事価格を得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

#### エ 総合評価点数の算出

一般要求事項に関する提案内容の審査、特定要求事項に関する提案内容の審査及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合評価点数を算出する。

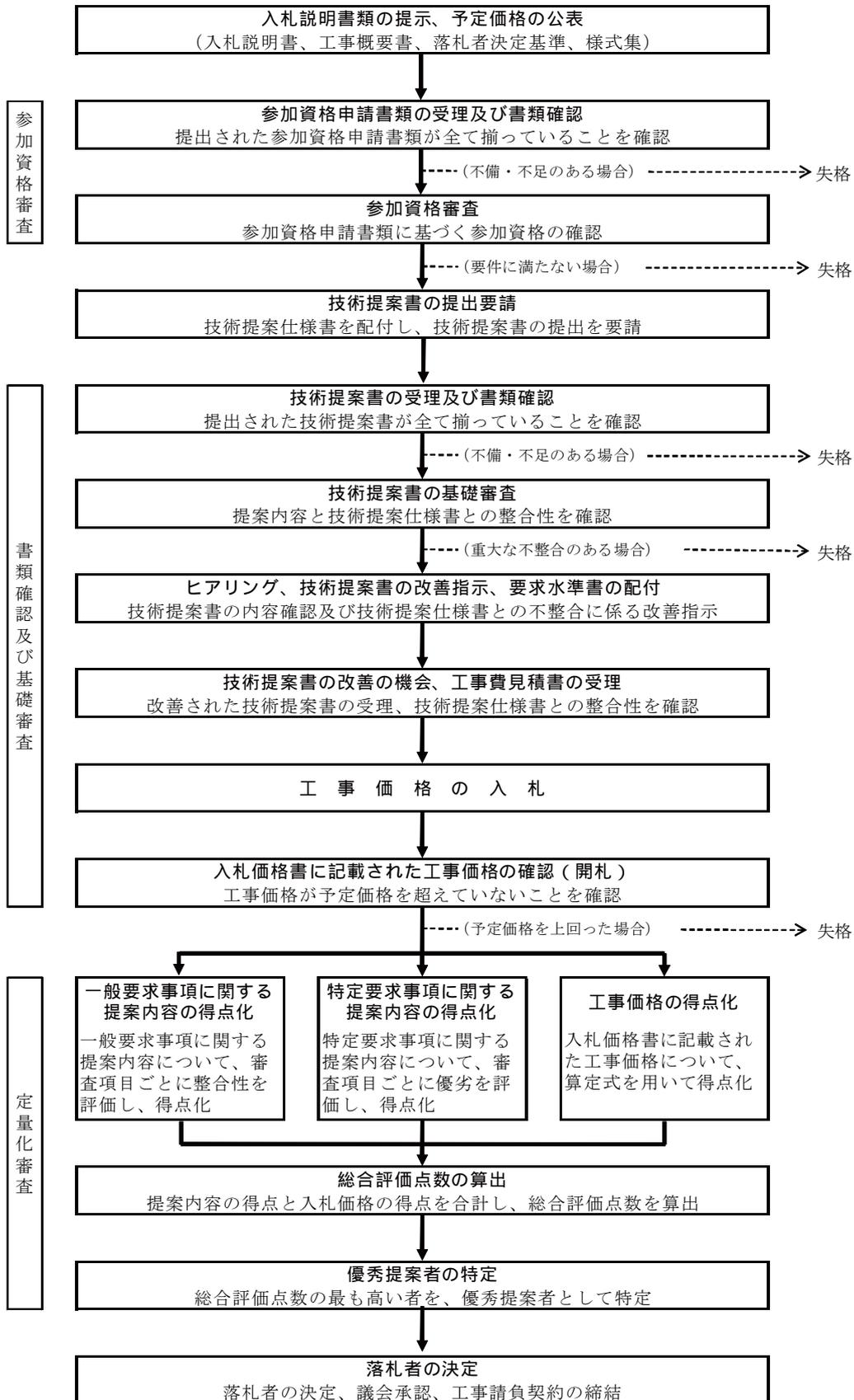
#### オ 優秀提案の特定

総合評価点数の最も高い者を、優秀提案者として特定する。

### (4) 落札者の決定

市は、審査会の優秀提案者特定を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 審査フロー



### 3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

改良工事の入札に参加する者は、改良工事の発注手続きへの応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 幸手市契約規則（平成11年規則第25号）第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (7) 幸手市建設工事等入札参加者の資格及び審査会に関する規則（平成13年規則第12号）第2条に規定する幸手市入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (8) 市、埼玉県及び国から指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) 幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年告示第119号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (10) 建設業法第15条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (11) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数が、900点以上の者であること。
- (12) 当該工事と同種の工事を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯のある者であること。
- (13) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、当該工事と同種の工事の経験がある技術者を、当該工事に専任で配置できる者であること。
- (14) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

※同種の工事：し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の新設、増設または改造に係る工事で、契約金額が1億5千万円以上、かつ、生物脱窒素処理工程の整備を含むもの。

#### 4. 書類の確認方法及び基礎審査の基準

##### (1) 書類の確認方法

###### ア 確認方法

技術提案書の構成、項目、入札価格書の金額等が、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、書類の不備・不足、入札価格の超過が確認された場合は、失格とする。

###### イ 確認内容

- (ア) 提出された入札書類が全て揃っていること。
- (イ) 技術提案書の構成、項目が、入札説明書類に示された基礎審査及び定量化審査の審査項目を満たしていること。
- (ウ) 入札価格書に記載された工事価格が予定価格を超えていないこと。

##### (2) 基礎審査の基準

###### ア 審査方法

提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の齟齬などを確認し、改良工事への適合性が極めて低いと判断する提案を選別する。

###### イ 審査基準

###### (ア) 審査項目

技術提案書の基礎審査における審査項目は、次に示すとおり、改良工事への適合性を判断する上で最低限必要な事項とする。

基礎審査の審査項目	
技術提案書	i. 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	ii. 設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iii. 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iv. その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	v. 提案図書間の整合性に関する事項

### (イ) 審査基準

技術提案書の基礎審査における審査基準及び各適合段階における判断と対応は、次のとおりとする。

適合段階	審査基準	判断	対応
A	技術提案書が技術提案仕様書を全て満たしており、提出図書間の齟齬も認められない。	合格	工事費見積書の提出要請 工事価格入札の通知
B	技術提案書と技術提案仕様書に軽微な不整合が認められる。または提出図書間に軽微な不整合が認められる。	合格	提案内容の改善指示 工事費見積書の提出要請 工事価格入札の通知
C	性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、または提出図書間の重大な不整合が認められる。	失格	失格の通知

## 5. 定量化審査の基準

### (1) 定量化審査の基本方針

改良工事の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案者を特定する。

### (2) 定量化審査の方法

入札参加者から提出された技術提案書の提案内容及び入札価格書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かったものを、優秀提案者として特定する。

### (3) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目			配点
技術提案書	一般要求事項 (技術提案全体)	i. 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	4
		ii. 設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	4
		iii. 図書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	4
		iv. その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	4
		v. 提案図書間の整合性に関する事項	4
		小計	20
	特定要求事項 (特定テーマ)	I. 維持管理費及びCO <sub>2</sub> 排出量の削減に関する事項	10
		II. 未整備設備の老朽化対策に関する事項	8
		III. 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	8
		IV. 調達、採用等を含めた地域の活性化に関する事項	8
		V. 施設整備後のフォローアップとアフターケアに関する事項	4
		VI. 浄化槽汚泥混入率増加に伴う低負荷対策に関する事項	4
		VII. 仮設・切り回し時の計画と処理性能に関する事項	4
		VIII. 汚泥等搬出時の臭気・衛生対策に関する事項	4
	小計	50	
技術提案書の配点計		70	
入札価格書	工事費の提案	工事価格に関する事項	30
配点合計			100

#### (4) 技術提案内容の得点化

##### ア 技術提案内容の得点化の方法

技術提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく5段階評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

##### イ 一般要求事項

###### (ア) 評価段階、評価基準及び評価率

一般要求事項のうち、i～iiiの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、技術提案仕様書を全て満足している。	1.00
B	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.75
C	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所以上10箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.50
D	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が10箇所以上認められるが、改善の機会で改善が確認できる。	0.25
E	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会で改善が確認できない。	0.00

一般要求事項のうち、ivの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	技術提案仕様書を全て満足している。	1.00
B	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が2箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.75
C	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が2箇所以上5箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.50
D	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所以上認められるが、改善の機会で改善が確認できる。	0.25
E	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会で改善が確認できない。	0.00

一般要求事項のうち、vの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	提案図書間に不整合箇所が認められない。	1.00
B	提案図書間の軽微な不整合箇所が5箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.75
C	提案図書間の軽微な不整合箇所が5箇所以上10箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.50
D	提案図書間の軽微な不整合箇所が10箇所以上認められるが、改善の機会が確認できる。	0.25
E	提案図書間に軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会が確認できない。	0.00

#### ウ 評価の視点

一般要求事項に関する提案内容の評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
i. 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	各審査項目に対応する提案内容が、技術提案仕様書を満たしているか、また提案図書間に齟齬がないかを評価の基本とする。技術提案仕様書を全て満足し、提案図書間の齟齬も認められない場合には、配点の100%を付与する。技術提案仕様書との軽微な不整合及び提案図書間の軽微な不整合が認められる場合には、その度合に応じて減点する。
ii. 設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iii. 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iv. その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
v. 提出図書間の整合性に関する事項	

## エ 特定要求事項

### (ア) 評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項Ⅰ～Ⅷの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特定要求事項の評価基準	評価率
A	当該評価項目において、大変優れている。	1.00
B	当該評価項目において、やや優れている。	0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。(標準)	0.50
D	当該評価項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている。	0.00

### (イ) 評価の視点

特定要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
Ⅰ. 維持管理費及びCO <sub>2</sub> 排出量の削減に関する事項	維持管理費及びCO <sub>2</sub> 排出量の削減計画の妥当性、具体性、実現性 維持管理費及びCO <sub>2</sub> 削減量の優位性
Ⅱ. 未整備設備の老朽化対策に関する事項	老朽化対策の妥当性、具体性、実現性
Ⅲ. 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	災害対策の妥当性、具体性、実現性
Ⅳ. 調達、採用等を含めた地域の活性化に関する事項	地域の活性化促進に向けた対応の具体性、実現性
Ⅴ. 施設整備後のフォローアップとアフターケアに関する事項	フォローアップ、アフターケアの具体性、実現性
Ⅵ. 浄化槽汚泥混入率増加に伴う低負荷対策に関する事項	低負荷対策の妥当性、具体性、実現性
Ⅶ. 仮設・切り回し時の計画と処理性能に関する事項	仮設・切り回し計画の妥当性、具体性、実現性
Ⅷ. 汚泥等搬出時の臭気・衛生対策に関する事項	臭気・衛生対策の具体性、実現性

各審査項目に対応する提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ実現可能なものであるかを評価の基本とする。一定の評価ができる場合に、配点の50%を付与し、より優れた提案と認める場合に、配点の残り50%を優秀の度合に応じて加点する。一定の評価ができない場合には、その度合に応じて減点する。

## (5) 工事価格の得点化

### ア 工事価格の得点化方法

入札価格書に記載された工事価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

### イ 算定式

工事価格のうち最も低い価格（「最低価格」という。）を30点とし、事業費の上限と各入札参加者の工事価格の差と、事業費の上限と最低価格の差との比率で価格点数を算出する。

なお、点数は小数点以下第2位を四捨五入した値とする。

価格点数 = (予定価格 - 各参加者の入札価格) ÷ (予定価格 - 最低価格) × 30点

## (6) 総合評価点数の算出

技術提案書の提案内容に関する審査及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合評価点数を算出する。

## (7) 優秀提案の特定

総合評価点数の最も高い者を優秀提案者として特定する。